

損害保険料率算出機構（損保料率機構）の概要

- I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは
- II. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要
- III. 自賠責保険損害調査の概要
- IV. データバンク機能の概要
- V. ディスクロージャー資料のご紹介

I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

1. 使 命

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することです。

2. 沿 革

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）」に基づいて設立された損害保険料率算出団体（非営利の民間の法人）です。

昭和 23 年（1948 年）11 月 1 日に、損害保険料率算定会が損害保険料率算出団体として設立され、昭和 39 年（1964 年）1 月 8 日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、平成 14 年（2002 年）7 月 1 日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

3. 会 員

当機構は、損害保険会社を会員とする組織です（生命保険会社も傷害、介護、疾病分野の保険の引受けを行う範囲において損害保険会社とみなされ、会員となることができます。）。損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに加入、脱退することができます。

<会員一覧（平成 23 年 1 月 1 日現在）>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アクサ損害保険株式会社	ソニー損害保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社	損害保険契約者保護機構
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	株式会社損害保険ジャパン
アドリック損害保険株式会社	そんぼ 2 4 損害保険株式会社
アメリカン ホーム アシュアランス カンパニー	大同火災海上保険株式会社
アリアンツ火災海上保険株式会社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
イーデザイン損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー	トーア再保険株式会社
エイチ・エス損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
エース損害保険株式会社	日本興亜損害保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	日本地震再保険株式会社
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	日立キャピタル損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
現代海上火災保険株式会社	富士火災海上保険株式会社
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	三井住友海上火災保険株式会社
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	三井ダイレクト損害保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	明治安田損害保険株式会社
セコム損害保険株式会社	会員会社 37 社 (50 音順)

4. 主な業務

(1) 参考純率と基準料率の算出・提供

損害保険業においては、将来の事故の発生率や損害額を可能な限りの確に予測し、適正な保険料率の水準を維持することが求められます。当機構では、会員等から大量の保険データを収集し、科学的・工学的手法や保険数理の理論等を駆使して、火災保険・傷害保険・任意自動車保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒Ⅱ. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要（125 ページ）参照

(2) 自賠責保険の損害調査

自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部を設置し、その下には都道府県庁所在地等に自賠責損害調査事務所を置いて、自賠責保険への請求について損害調査を行っています。これらの調査結果は、自賠責保険基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

⇒Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要（132 ページ）参照

(3) データバンク機能

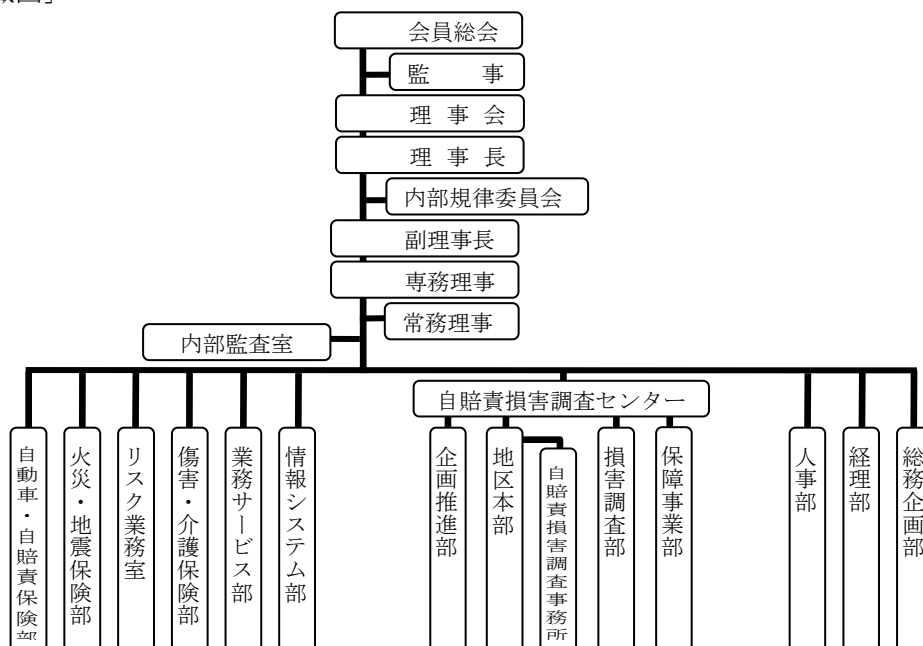
料率算出業務や自賠責保険の損害調査業務を通じて収集・蓄積したデータやノウハウをもとに、会員はもとより官庁、有識者、消費者などに対して、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

⇒Ⅳ. データバンク機能の概要（135 ページ）参照

5. 組織

[概要] 名称： 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
(Non-Life Insurance Rating Organization of Japan : NLIRO)
職員数： 2,197名（うち、自賠責損害調査センター 本部 171名、
全国7地区本部・自賠責損害調査事務所（54か所）1,701名）
(平成23年1月1日現在)

[組織図]



損害保険料率算出機構 所在地 (平成 23 年 1 月 1 日現在)

[本 部] 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 9 番地
TEL 03-3233-4141 (代表)

[保障事業部] 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 23 番地 1 お茶の水センタービル 1F
TEL 03-3526-3221

[自賠責損害調査センター 地区本部・自賠責損害調査事務所所在地一覧表]

事務所名	〒	所 在 地	TEL	FAX
北日本本部	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17(朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022(222)0770	022(268)2866
札幌	060-0807	札幌市北区北 7 条西 5-5-3 (札幌千代田ビル 5F)	011(709)1231	011(709)1175
旭川	070-0031	旭川市 1 条通り 9-50-3 (緑橋通第一生命ビル 4F)	0166(23)5261	0166(23)5264
釧路	085-0015	釧路市北大通 11-1-2 (釧路第一生命ビルディング 2F)	0154(22)9605	0154(22)9604
函館	040-0063	函館市若松町 2-5 (明治安田生命函館ビル 4F)	0138(23)3261	0138(23)3262
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17 (朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022(222)0737	022(222)5019
福島	960-8031	福島市栄町 10-21 (福島栄町ビル 5F)	024(523)3471	024(523)3474
山形	990-0039	山形市香澄町 3-1-7 (朝日生命山形ビル 2F)	023(622)8824	023(622)8853
盛岡	020-0021	盛岡市中央通り 2-2-5 (住友生命盛岡ビル 10F)	019(652)3985	019(652)3987
青森	030-0823	青森市橋本 2-19-3 (三井住友海上青森ビル 6F)	017(776)4391	017(776)4394
秋田	010-0951	秋田市山王 2-1-43 (三井住友海上秋田ビル 5F)	018(823)6501	018(823)6552
首都圏本部	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館本館 9F)	03(3252)1571	03(3252)1572
東京第一	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館本館 7F)	03(3252)1155	03(5298)7520
東京第二	151-0053	渋谷区代々木 3-25-3 (あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 11F)	03(5304)7238	03(5304)7239
立川	190-0012	立川市曙町 2-35-2 (A-ONEビル 12F)	042(524)8228	042(524)8223
横浜第一	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045(320)1221	045(320)1234
横浜第二	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045(320)1221	045(320)1234
千葉	260-0045	千葉市中央区弁天 1-15-3 (大宗北口ビル 7F)	043(206)5531	043(206)5532
関越本部	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 4F)	048(859)6925	048(858)1021
さいたま	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 8F)	048(859)6927	048(859)6926
水戸	310-0011	水戸市三の丸 1-4-73 (水戸三井ビルディング 10F)	029(225)1331	029(225)1330
宇都宮	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-22 (住友生命宇都宮第 2 ビル 9F)	028(622)1741	028(622)1786
前橋	371-0805	前橋市南町 3-9-5 (大同生命前橋ビル 5F)	027(226)7771	027(226)7772
新潟	950-0088	新潟市中央区万代 2-3-16 (リハ・ビュー SDビル 2F)	025(242)2231	025(242)2232
長野	380-0823	長野市南千歳 1-15-3 (TSビル 3F)	026(224)3324	026(224)3326
甲府	400-0031	甲府市丸の内 3-1-6 (山梨 316ビル 3F)	055(228)8810	055(228)8813

事務所名	〒	所在地	TEL	FAX
中部本部	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3585	052(563)8506
名古屋	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3551	052(565)8124
岐阜	500-8856	岐阜市橋本町 2-20 (濃飛ビル 2F)	058(255)0767	058(255)0768
四日市	510-0086	四日市市諏訪栄町 1-12 (朝日生命四日市ビル 7F)	059(353)5571	059(353)5575
静岡	422-8061	静岡市駿河区森下町 1-35 (静岡 MY タワー 7F)	054(202)5131	054(202)5135
金沢	920-0869	金沢市上堤町 1-23 (金沢東京海上ビル 5F)	076(262)5244	076(262)5247
富山	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 (住友生命富山ビル 10F)	076(432)1982	076(432)1978
福井	910-0006	福井市中央 3-6-2 (損保ジャパン福井ビル 6F)	0776(21)2466	0776(21)2468
近畿本部	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 7F)	06(6455)0251	06(6455)0252
大阪第一	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6455)0268
大阪第二	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6455)0268
和歌山	640-8331	和歌山市美園町 3-32-1 (損保ジャパン和歌山ビル 5F)	073(433)2665	073(433)2627
奈良	630-8115	奈良市大宮町 6-2-19 (奈良東京海上日動ビルディング 3F)	0742(35)1401	0742(35)1405
大津	520-0043	大津市中央 3-1-8 (大津第一生命ビルディング 8F)	077(522)6085	077(522)6099
京都	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 (三井住友海上京都ビル 4F)	075(343)0850	075(343)0859
神戸	651-0087	神戸市中央区御幸通 4-2-20 (三宮中央ビル 6F)	078(262)7911	078(262)7906
中四国本部	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 6F)	082(223)2202	082(502)6222
広島	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 7F)	082(223)2101	082(502)6223
岡山	700-0903	岡山市北区幸町 8-22 (三井住友海上岡山ビル 3F)	086(225)2211	086(225)2473
山口	753-0076	山口市泉都町 7-11 (損保ジャパン山口ビル 5F)	083(922)2351	083(922)2371
鳥取	680-0822	鳥取市今町 1-103 (住友生命鳥取ビル 3F)	0857(23)5161	0857(23)5162
松江	690-0007	松江市御手船場町字伊勢宮 565-8 (松江東京海上日動ビルディング 3F)	0852(21)5093	0852(21)5384
高松	760-0042	高松市大工町 1-1 (あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル 2F)	087(851)0665	087(851)6236
徳島	770-0841	徳島市八百屋町 2-7 (朝日生命徳島ビル 7F)	088(622)4611	088(622)4614
高知	780-0834	高知市堺町 2-26 (高知中央第一生命ビル 4F)	088(825)0315	088(825)0317
松山	790-0003	松山市三番町 4-12-7 (三井住友海上松山三番町ビル 3F)	089(945)5500	089(945)5504
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 3F)	092(472)3005	092(472)3025
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 4F)	092(472)3033	092(472)3044
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8 (太陽生命佐賀ビル 7F)	0952(24)4295	0952(24)4298
長崎	850-0033	長崎市万才町 3-5 (朝日生命長崎ビル 10F)	095(826)7396	095(826)7395
熊本	862-0975	熊本市新屋敷 1-5-1 (三井住友海上・西日本新聞熊本ビル 2F)	096(363)5000	096(363)5009
大分	870-0034	大分市都町 1-1-23 (住友生命大分ビル 6F)	097(534)0888	097(534)0257
宮崎	880-0806	宮崎市広島 1-18-13 (宮崎第一生命ビル新館 5F)	0985(24)7921	0985(24)7652
鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町 12-2 (明治安田生命鹿児島中央町ビル 5F)	099(256)1323	099(256)1347
沖縄	900-0032	那覇市松山 1-1-19 (JPR 那覇ビル 6F)	098(861)1137	098(861)1139

Ⅱ. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

1. 料率算出の概要

(1) 保険商品の特性（原価の事後確定性）

一般の商品では、商品の価格を決定する場合、通常、その製造原価（原材料費）が商品を販売する以前に確定しています。

一方、保険商品の原価は、将来発生するものと見込まれる契約1件当たりの支払保険金であるため、保険商品を販売する時点では、あらかじめ確定していません。このため、保険料率の算出にあたっては、過去の保険データや公的諸統計をもとに、保険数理に基づく科学的方法を用いて、将来の事故の発生率や損害額を予測することが必要となります。

(2) 損保料率機構における料率算出

当機構では、会員等から提供されたデータをもとに精度の高い保険統計を作成し、これを分析するとともに、科学的・工学的手法や保険数理の理論を駆使して適正な参考純率および基準料率を算出しています。また、いったん算出した参考純率および基準料率も、その後の社会環境の変化等により危険の実態から乖離する場合があります。当機構では、適正な料率水準を維持するためにこれらを定期的にチェック（検証）し、必要に応じて改定を行っています。

なお、当機構では、以下の種類の損害保険について、参考純率および基準料率を算出しています。

これらは、国民生活に密接に関係している危険を対象とする保険であり、良質な商品を適正な価格で安定的に提供することが求められています。

① 参考純率

■ 火災保険

- ・住宅物件（住宅を対象とする火災保険・総合保険）
- ・一般物件（事務所ビル、店舗等を対象とする火災保険・総合保険）
- ・工場物件（工場を対象とする火災保険）
- ・倉庫物件（営業用倉庫を対象とする火災保険）
- ・特約火災保険（独立行政法人住宅金融支援機構等による公的融資を受けた物件を対象とする火災保険）

■ 傷害保険

- ・普通傷害保険、家族傷害保険（日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険（交通事故^(注)によって傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・国内旅行傷害保険（日本国内の旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・海外旅行傷害保険（海外旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）

(注)「交通事故」には、自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車等）による事故、乗客とし

て駅構内にいる間の事故等を含みます。

■ 自動車保険

- ・対人賠償責任保険（自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・自損事故保険（自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・無保険車傷害保険（対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡または後遺障害を負った場合に支払われる保険）
- ・対物賠償責任保険（自動車事故で他人の財物に損害を与えたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・搭乗者傷害保険（自動車に搭乗中の者が自動車事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・車両保険（衝突・接触・墜落等の偶然な事故によって自動車に損害が生じた場合に支払われる保険）

■ 介護費用保険

寝たきりや認知症等により介護が必要な状態になった場合に介護に要した費用が支払われる保険

② 基準料率

■ 自賠責保険

自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に法令に定められた限度額の範囲で支払われる保険

■ 地震保険

地震・噴火・津波によって居住用建物および家財に損害が生じた場合に支払われる保険

2. 自動車保険参考純率

（1）参考純率とは

「参考純率」とは、料率団体が算出する「純保険料率」（将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による保険料率の算出の基礎とすることができるものとして算出するものをいいます。

当機構は、火災保険、傷害保険、自動車保険および介護費用保険について参考純率を算出して、会員に提供していますが、この参考純率については会員の使用義務はなく、会員は自社の保険商品に係る保険料率について、保険業法上の認可申請・届出を行うにあたり、参考純率を使用するか否かを自由に選択することができます。なお、参考純率を使用する場合でも、「付加保険料率」（保険事業の運営に必要な諸経費に充てられる部分）については、会員において独自に設定を行うこととなります。

（2）参考純率の原則

当機構は、料団法に定める「参考純率の原則」に則って参考純率を算出しています。この基

本原則は、参考純率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、参考純率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分として過不足が生じないと認められるものである、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、参考純率の料率区分および水準が、その料率区分の間の実態的な危険の格差に基づいて適切に設定されている、ということです。

(3) 自動車保険参考純率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自動車保険参考純率の算出にあたっては、次のような料率区分^(注)を設けています。

(注) 自家用乗用車（普通・小型）の場合

① 用途・車種

自動車の構造、大きさ、使用目的等自動車の特性に応じて異なる危険度を反映させるため、用途・車種によって保険料率を区分しています。

- ・自家用乗用車（普通・小型） 等

② 型式別料率クラス

自動車の型式ごとに、保険成績に大きな較差が見られることから、型式^(注)ごとに適用する料率をクラス1～9に区分しています。

(注) 型式とは自動車の型を分類するための識別記号で、自動車検査証に記載されています。

③ 新車・新車以外

新車は、各種安全装置や車両構造など、安全性の改善・向上が図られ、保険成績が良好となる傾向にあるため、新車と新車以外に区分しています。

④ 保険金額等

保険金額や免責金額の設定内容によって補償範囲が異なることから、補償範囲の大小を純保険料率に反映させるため、保険金額や免責金額の額によって区分しています。

⑤ 年齢

若年運転者のリスクが高いことから、運転者の年齢の範囲に応じて、3区分（全年齢補償、21歳以上補償、26歳以上補償）を設けています。

26歳以上補償については自家用乗用車（普通・小型）の契約の8割を占めていることから、年齢層別のリスク較差を反映して区分をさらに細分化することとし、記名被保険者（契約の自動車を主に使用する者で、「保険証券」の「記名被保険者」欄に記載されている者）が個人の場合

合、その年齢別に6区分（30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上）を設けています。

⑥ 等級

過去の保険成績（無事故年数・事故件数など）に応じてリスクが異なることから、等級（自動車1台ごとに、前年契約の有無、適用等級、前年事故の有無・件数に応じて決定されます。）として1～20等級に区分しています。^(注)

(注) 契約台数が9台以下の場合

⑦ 運転者限定

補償対象となる運転者の範囲によりリスクが異なることから、補償対象とする運転者を家族^(注)に限定する場合、本人・配偶者に限定する場合または運転者を限定しない場合の3区分を設けています。

(注) 家族とは「① 本人、② 配偶者、③ ①または②の同居の親族、④ ①または②の別居の未婚の子」をいいます。

(4) 参考純率の届出・審査

当機構は、参考純率を算出したときは、参考純率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

届出を受けた金融庁長官は、参考純率について、料団法に定める「参考純率の原則」に適合するか否かの審査（適合性審査）を行います。この適合性審査の結果は、届出受理日の翌日から30日以内に当機構に通知され、当機構は、会員に対して遅滞なくその通知を行います。

当機構の会員が、参考純率を算出の基礎として使用して、自社商品に係る保険料率について保険業法上の認可申請・届出を行う場合には、金融庁長官は、その参考純率が既に適合性審査を終了していることを勘案して審査を行うこととなります。

このように、当機構の算出する参考純率は、会員における商品開発、金融庁における商品審査などにおいて、一定の重要な機能を果しているものといえます。

3. 自賠償保険基準料率

(1) 基準料率とは

「基準料率」とは、料率団体が算出する保険料率（付加保険料率を含む。）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による使用について保険業法の規定による認可または届出があったとみなされるものとして算出するものをいいます。

当機構は、自賠償保険および地震保険について基準料率を算出して、会員に提供しています。基準料率には、会員の使用義務はないものの、自賠償保険および地震保険の公的性格に基づいて、料団法上、「付加保険料率を含めた保険料率の算出」、「会員に対するみなし認可」、「基準料率の算出および会員への提供に関する業務の独占禁止法適用除外」等の規定が設けられています。

(2) 自賠責保険基準料率の原則

当機構は、料団法に定める「基準料率の原則」に則って基準料率を算出しています。この基本原則は、基準料率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、基準料率が、保険契約を申込みようとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率を使用する保険会社の業務の健全性を維持する水準である、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、基準料率の料率区分および水準が、その料率区分の間の実態的な危険の格差ならびに保険の引受に伴い支出すると見込まれる費用の格差に基づいて適切に設定されている、ということです。

また、自賠責保険は、被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い強制保険であることから、自賠法においては、基準料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならず」と規定されており、これは一般に「ノーロス・ノープロフィットの原則」と呼ばれています。

(3) 自賠責保険基準料率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自賠責保険基準料率の算出にあたっては、次のような料率区分を設けています。

① 地域

本土・沖縄本島・本土離島・沖縄離島の4つの地域に区分しています。

② 用途・車種

自動車の構造、大きさ、使用目的等自動車の特性に応じて異なる危険度を反映させるため、用途・車種によって保険料率を区分しています。

- ・自家用乗用車（普通・小型） 等

③ 保険期間

自賠責保険の保険期間は、自賠法によって、自動車検査証の有効期間（車検期間）を満たしていなければならないこととされています。

保険期間は、それぞれの自動車の車検期間に応じて、次のとおり区分しています。

- ・車検期間が1年の自動車は、1か月から13か月までの13区分
- ・車検期間が2年の自動車は、1か月から25か月までの25区分
- ・車検期間が3年の自動車は、1か月から37か月までの37区分

なお、車検のない原動機付自転車等については、12か月、24か月、36か月、48か月および60か月の5区分としています。

(4) 自賠責保険基準料率の届出

当機構は、自賠責保険基準料率を算出したときは、基準料率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

また、官報および日刊新聞の全国版に公告しており、マスコミに対しても届け出た内容等について情報提供を行います。さらに、当機構は、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、損害保険会社、保険契約者および被保険者その他の利害関係人はその内容を閲覧することができます。

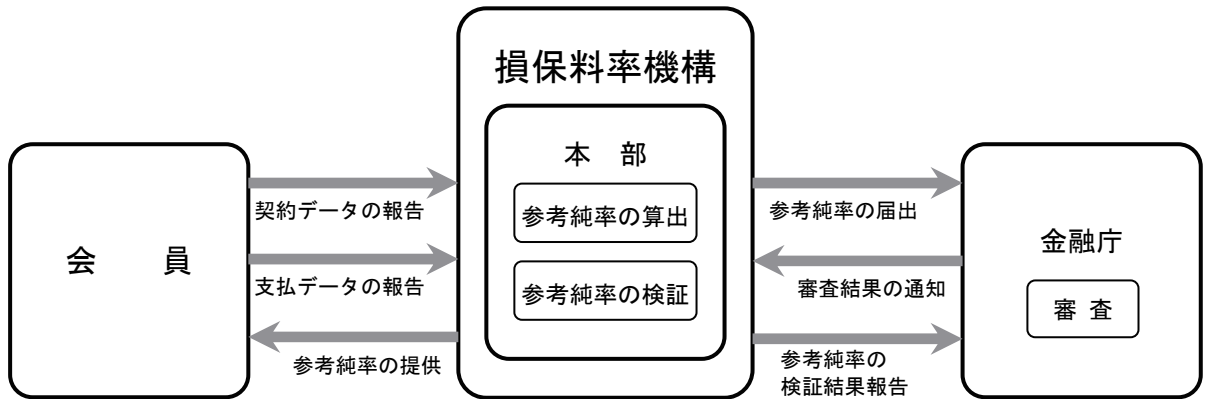
(5) 自賠責保険基準料率の審査

届出を受けた金融庁長官は、自賠責保険基準料率について、料団法に定める「基準料率の原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合しているか否かを審査（適合性審査）を行うとともに、「自賠責保険審議会」に諮問した後、国土交通大臣の同意を得るものとされています。審査期間は、原則として届出受理日後 90 日間で、この期間を経過した後、当機構の会員がこの基準料率を使用するときは、その旨を金融庁長官に届け出ることにより、保険業法上の認可を受けたものとみなされます。

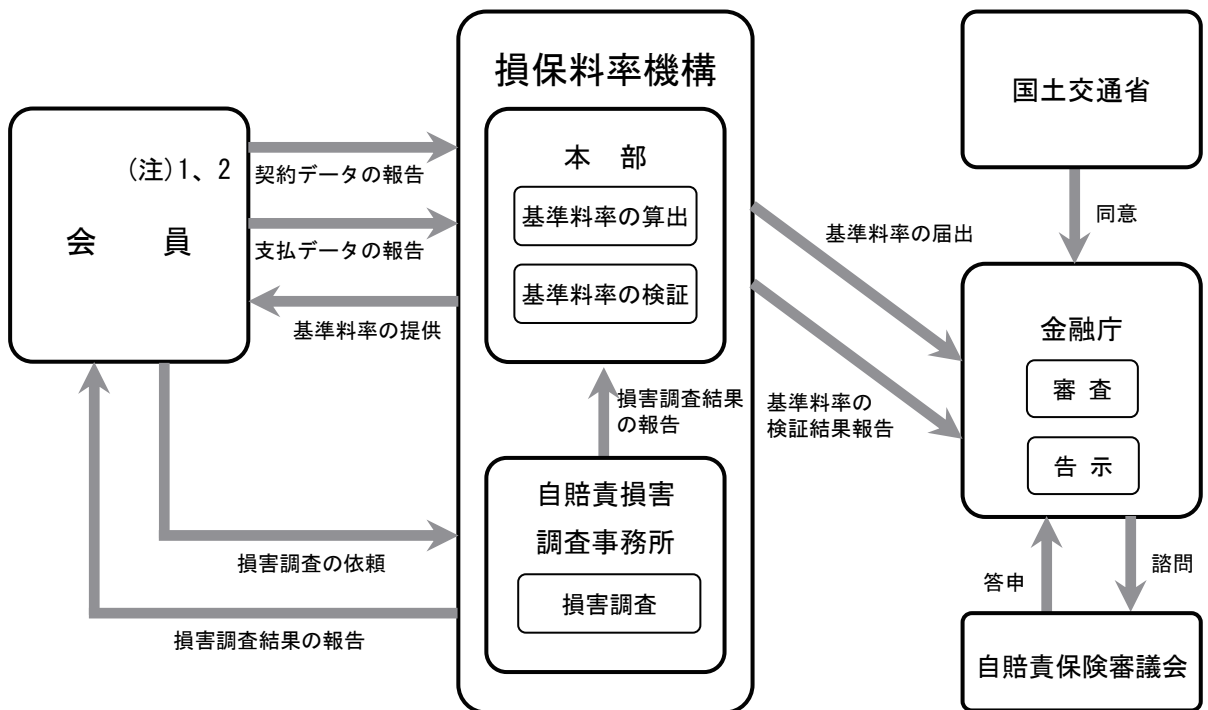
なお、基準料率について届出の撤回または変更の命令が出されることなく 90 日の審査期間が経過した場合には、基準料率は遅滞なく、金融庁長官によって告示されます。

このように、当機構の算出する自賠責保険基準料率は、自賠責保険の適正な運営を確保するという重要な機能を果しているものといえます。

○ 自動車保険参考純率算出・届出の流れ



○ 自賠責保険基準料率算出・届出の流れ



- (注) 1. 「契約データの報告」、「支払データの報告」については、すべての自賠責事業者が対象となります。
2. 「損害調査の依頼」、「損害調査結果の報告」については、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合も対象となります。

Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要

1. 自賠責保険における損害調査

自賠責保険（共済を含みます。以下同様とします。）は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険で、自動車の運行によって他人を死傷させた場合に、その損害に応じて法令に定められた限度額の範囲で支払われるものです。

この自賠責保険は、被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また、年間 100 万件以上の大量な請求事案があることから、誰でも均質で適正な補償が受けられるという公平性ととも、被害者救済のための迅速な損害調査が大変重要であるといえます。

2. 組織

自賠責保険の損害調査については、自賠法が公布された昭和 30 年に中立的な機関として共同査定事務所が創設され、その機能を果たしていましたが、料団法に基づいて昭和 39 年に自動車保険料率算定会が設立される際に、この組織も統合され自動車保険料率算定会の調査事務所となりました。その後、平成 14 年 7 月に自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会が統合し損保料率機構が設立されたのに伴い、当機構の自賠責損害調査センターにおいて、自賠責保険の損害調査は行われています。当機構では自賠責保険基準料率の算出を行っていますが、この自賠責保険基準料率の算出に必要なデータを収集するため、公正かつ中立的な立場で自賠責保険に係る損害調査を行うことは、自賠法の目的である自動車事故被害者の救済の観点からも重要な役割を果たしているといえます。

現在、当機構では、全国に 7 か所の地区本部を配置し、その下に 54 か所（平成 23 年 1 月 1 日現在）の自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険の損害調査を行っています。

3. 損害調査の流れ

自賠責保険における損害調査の流れの概略は、次のとおりとなっています。

（1）自賠責保険への請求

自賠責保険からの支払を受けようとする場合、請求者（加害者あるいは被害者）は、事故および損害の発生を証明する書類など必要な書類を整え、損害保険会社等（共済事業者を含みます。以下同様とします。）に必要書類を提出します。

なお、加害者側から損害保険会社等に対して行われる保険請求の中には、加害者の契約する任意自動車保険会社が自賠責保険相当額を立替えて、任意自動車保険から一括して支払を行った後に、自賠責保険相当額を請求するものも含まれます。

（2）損害保険会社等における損害調査

請求を受けた損害保険会社等は契約の有効性、請求書類の点検等の必要事項について確認を行い、請求書類を自賠責損害調査事務所に送付します。

(3) 自賠責損害調査事務所における損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払の的確性（自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故との間に因果関係があるかどうかなど）および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査を行い、その結果を損害保険会社等に報告します。

また、損害保険会社等から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 医療機関に対する被害者の治療状況の確認
- ③ 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握

(4) 自賠責保険の支払

報告を受けた損害保険会社等は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

4. 損害調査体制

(1) 自賠責損害調査事務所における損害調査

損害保険会社等で受付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案は、自賠責損害調査事務所で行います。

(2) 地区本部・本部における審査

損害調査の過程において、自賠責保険から支払われないもしくは減額される可能性がある事案・後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部・本部で審査が行われます。

(3) 自賠責保険（共済）審査会制度

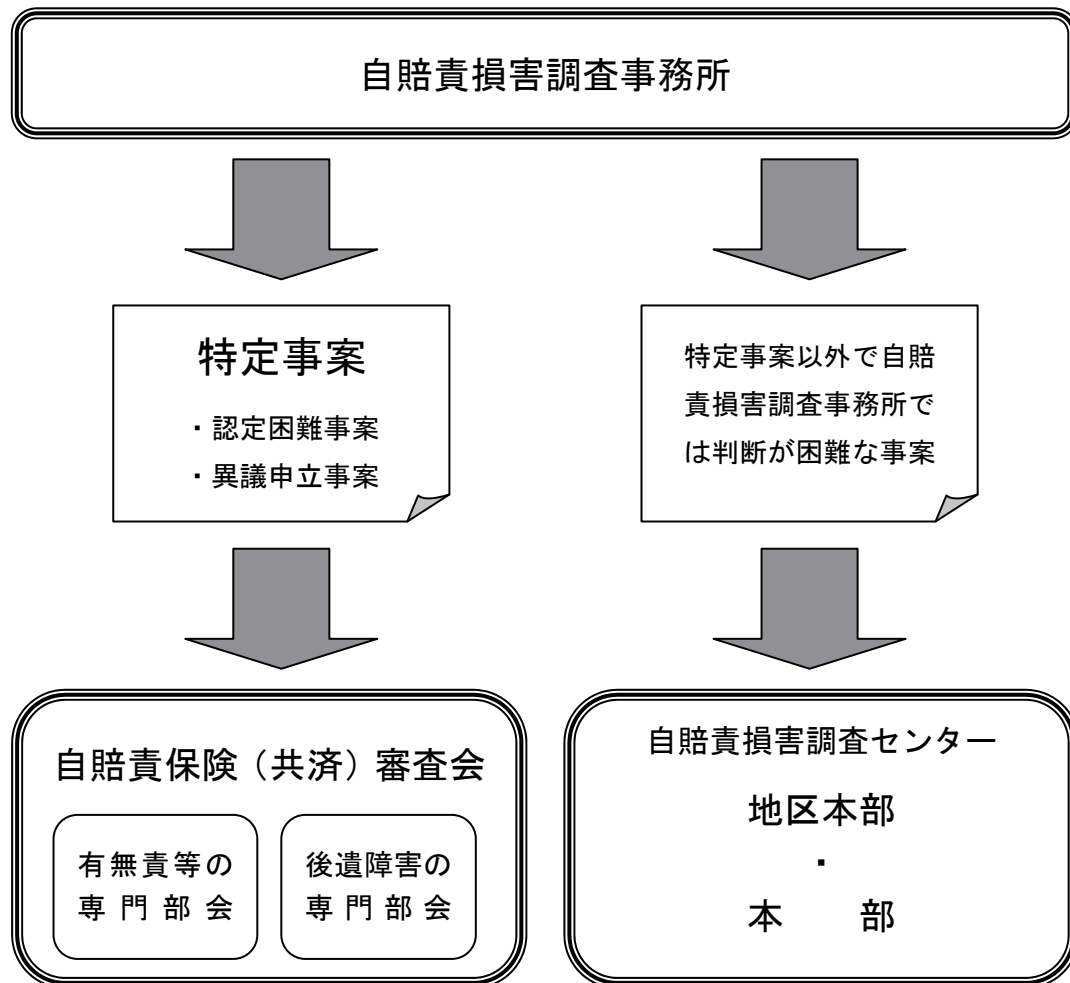
高度な専門的知識が要求され判断が困難な事案および調査結果や支払額に不服があるために再度請求が行われた異議申立事案は、「特定事案」として、「自賠責保険（共済）審査会」で審査が行われます。

「自賠責保険（共済）審査会」は、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

死亡事故で自賠責保険が支払われないか減額される可能性がある事案や有無責等の認定に対する異議申立てがあった事案は、自賠責保険（共済）審査会の有無責等の専門部会で審査されます。

また、脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案、非器質性精神障害に該当する可能性がある事案、後遺障害の等級認定に対して異議申立てがあった事案等は、自賠責保険（共済）審査会の後遺障害の専門部会で審査されます。

○自賠責保険における損害調査体制



(注) 異議申立事案のうち、新たに資料の提出等により、自賠責保険から追加支払ができる事案、あるいは支払基準の適用の妥当性に対する異議申立事案等は、原則として審査会の対象とはなりません。

IV. データバンク機能の概要

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（任意自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する膨大なデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより官庁、有識者、消費者などに対し、次の業務を通じて、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

1. 保険統計の作成・提供

参考純率および基準料率の算出の基礎データとして収集したデータをもとに、保険商品開発等の参考として保険統計を作成し、会員にフィードバックするとともに、一般向けに保険統計を作成しディスクロージャー資料として消費者等多方面に提供しています。

また、参考純率や基準料率を算出していない保険の種類の一部についても、会員から提供されたデータから保険統計を作成し、会員にフィードバックしています。

2. 各種の調査・研究

次のような保険料率の算出に関する情報の収集、調査および研究を行い、その成果を会員等に提供しています。

- ① 保険制度・保険商品・保険市場動向等に関する国内外の情報の収集・調査・研究
- ② 危険の実態に見合った純保険料率の算出方法に関する情報の収集・調査・研究
- ③ 事故の予防と損害の軽減のための各種事故事例・関連情報の収集・調査・研究

3. 会員に対するコンサルティング

蓄積した膨大なデータや専門性の高いノウハウをもとに、個々の会員ニーズに応じて、次のコンサルティング・サービスを会員に対し行っています。

- ① 保険商品開発や契約・支払の詳細分析等に役立つ保険統計の作成・提供
- ② 保険数理・保険約款に関する相談・支援
- ③ 地震、風水災にかかる被害想定額の算出
- ④ 海外の保険情報収集・提供等

4. ディスクロージャー

当機構の事業内容、参考純率と基準料率の算出等の概要、自賠責保険の損害調査のしくみ等についてわかりやすく説明した冊子やホームページ等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めるとともに、損害保険に対する社会一般の関心および理解の増進に努めています。

V. ディスクロージャー資料のご紹介

損保料率機構では、以下のディスクロージャー資料を発行しています。

(○は和文、●は英文、[HP] はホームページ上に内容を掲載している資料を表しています。)

- 【組織案内】
- 損害保険料率算出機構 組織のご案内 [HP]
 - Non-Life Insurance Rating Organization of Japan (NLIRO) Profile
(英文による組織・業務の概要)
- 【説明書】
- 自動車保険の概況 [HP]
 - 参考純率のあらまし [HP]
 - 自賠責保険基準料率のあらまし
 - 地震保険基準料率のあらまし [HP]
 - 消火設備のあらまし
 - 自賠責保険（共済）損害調査のしくみ [HP]
 - 政府の保障事業への請求のご案内 [HP]
 - 日本の地震保険 [HP]
 - EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN [HP]
(英文による地震保険制度の解説書)
 - Automobile Insurance in Japan [HP]
(英文による自動車保険料率・制度の概要)
 - Automobile Liability Security Law & Related Cabinet Ordinance, Ministerial Ordinance and Notification [HP]
(英文による自賠法、関係政省令、告示および自賠責保険普通保険約款)
- 【料率表】
- 自賠責保険基準料率 [HP]
 - 地震保険基準料率 [HP]
- 【標準保険約款】
- 自動車保険
 - 火災保険・地震保険
 - 傷害保険
- 【統計表】
- 損害保険料率算出機構統計集 [HP]
(火災保険、地震保険、自動車保険、自賠責保険、傷害保険の基本統計)
- 【調査・研究書】
- 2007年災害研究フォーラム講演録 [HP]
 - 地震保険研究 [HP]
- 【ホームページ】
- <http://www.nliro.or.jp/>

【ディスクロージャー資料に関するお問合せ先】

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-9
損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部 広報グループ

TEL : 03-3233-4141（代表）

自動車保険の概況 平成22年度（平成21年度データ）

平成23年（2011年）2月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町1-9

TEL 03(3233)4141（代表）

URL <http://www.nliro.or.jp/>

印刷 キャプラン 株式会社

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル3階

Printed in Japan February 2011

本書の転載・複製、その他本書に関するお問合せは、総務企画部広報グループまでお願いします。